

第4章 計画の確実な推進のために

4-1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、茅ヶ崎市環境審議会をはじめ、環境調整会議、各担当課及び事務局が、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たします。

環境審議会

学識経験者や市民、事業者の参加の下、環境の保全に関して、多方面にわたる専門的知識と広い視野に立った多角的な検討を行い、時代に適した判断を示していく役割を担います。また、廃棄物減量等推進審議会、みどり審議会等、他の審議会との情報共有を図ります。

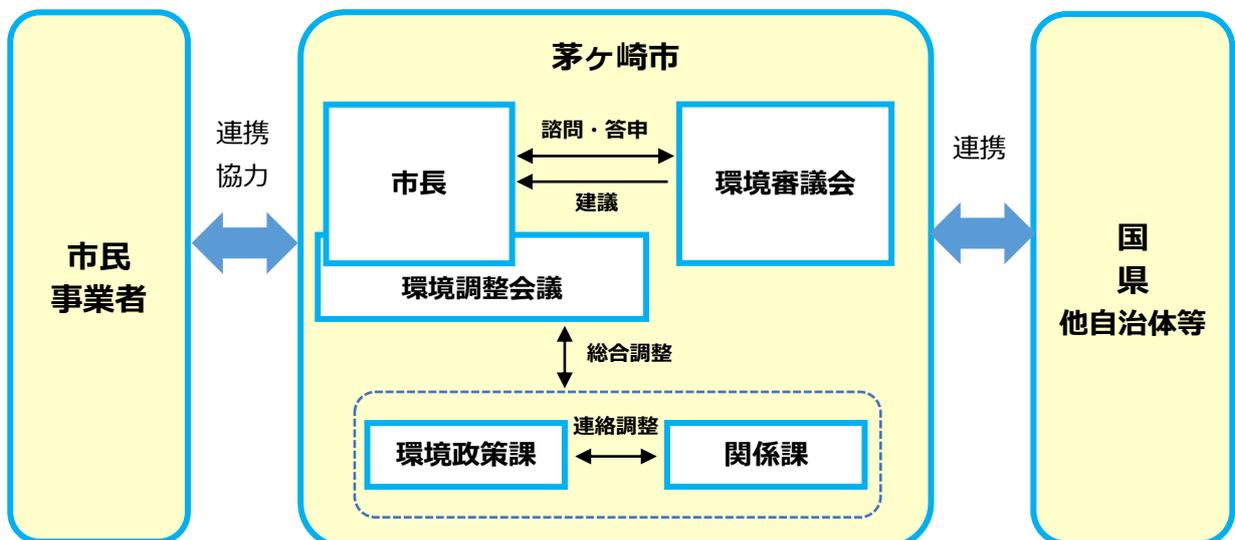
環境調整会議

環境の保全に関する庁内横断的な組織とし、施策の推進や計画の全体進行管理について、検討及び総合的調整を行う組織としての役割を担います。

広域的な連携

気候変動への対応、生物多様性保全のためのみどりの連続性の確保などの広域的な課題の解決については、本市が主体的に取り組むとともに、必要に応じて周辺自治体、県、国と密接に連携し取り組んでいきます。また、そのために日頃よりこれらの主体と情報を共有し、強固なネットワークの構築を図ります。

計画の推進体制



4-2 計画の進行管理

1 進行管理の仕組み

計画を着実に推進し、進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返す、PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

また、計画の施策の実施状況や政策目標の達成状況は、茅ヶ崎市環境審議会による審議を行うとともに、市民・市民活動団体や事業者からの意見把握に努めます。

計画の進行管理のイメージ



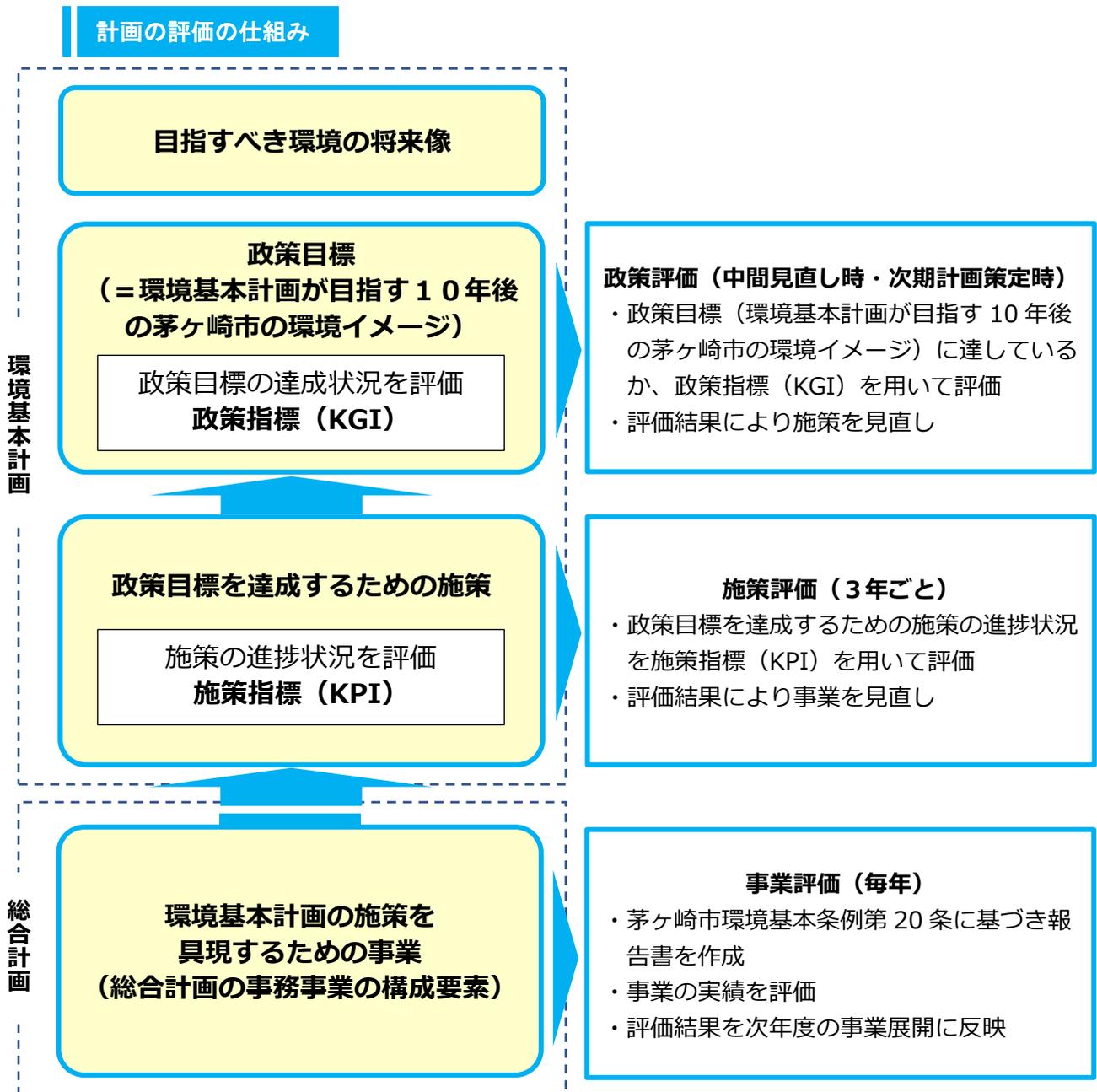
2

評価の実施方法

① 評価の仕組み

目指すべき環境の将来像の実現に対し、政策目標や施策、あるいは事務事業が論理的につながり、かつどのように寄与しているのかを評価できるように、政策指標（KGI）※¹及び施策指標（KPI）※²を設定し、評価を実施していきます。

政策指標（KGI）及び施策指標（KPI）は、原則として成果指標とし、客観的かつ継続的に測定、評価できるようにします。また、定量的指標に加えて定性的な指標を設定することにより、総合的な評価へと繋げていきます。



※1 政策指標 (KGI) : Key Goal Indicator 最終目標が達成されているかを計測するための指標

※2 施策指標 (KPI) : Key Performance Indicator KGIを達成するための過程を計測する中間指標

② 評価のスケジュール

計画の評価は、以下のスケジュールに基づき実施していきます。また、国内外の政策動向等の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

●事業評価（毎年）

事業評価は、本計画に基づき立案された個別事業の年度実績、進捗状況を評価します。

各担当課は、年度当初に総合計画の実施計画（令和3・4年度は事業実施方針）と連動した事業内容、事業実施目標を設定し、年度末に事業の実施内容を自己評価し、事務局（環境政策課）へ報告します。

事務局（環境政策課）は、各担当課からの報告をとりまとめのうえ、市民意見を募集したうえで茅ヶ崎市環境審議会に報告し、茅ヶ崎市環境審議会は、当該年度における実績、進捗評価を実施し、事業内容の改善点などについて、意見・提言を行います。

●施策評価（3年ごと）

施策評価は、政策目標を達成するための施策の進捗状況を評価するもので、施策ごとに設定した施策指標（KPI）を用いて、進捗状況を評価します。

事務局（環境政策課）は、各担当課からの報告、市民アンケート結果などをとりまとめのうえ、茅ヶ崎市環境審議会に報告し、茅ヶ崎市環境審議会は、施策の進捗状況の評価を実施し、実施事業の見直し、事業内容の改善点などについて、意見・提言を行います。

●政策評価（中間見直し時・次期計画策定時）

政策評価は、本計画が掲げる5つの基本目標（環境基本計画が目指す10年後の茅ヶ崎市の環境イメージ）に達しているかについて、政策指標（KGI）を用いて、進捗状況を評価します。

事務局（環境政策課）は、実施期間内における施策の実施状況、政策目標の達成状況などをとりまとめのうえ、茅ヶ崎市環境審議会に報告します。

茅ヶ崎市環境審議会は、政策目標の達成状況について審議を行い、施策及び事業の見直し、改善点などについて、意見・提言を行います。

計画の評価のスケジュール

評価項目	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
環境基本計画										
政策評価					●				●	
施策評価				●			●		●	
事業評価※	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
アンケート実施			●			●			●	
総合計画 (実施計画)	事業実施方針		前期 実施計画			後期 実施計画				

※茅ヶ崎市環境基本条例第20条により公表する報告書に基づく評価です。総合計画の事務事業評価と連携を図ります。

